

令和元年第2回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

1. 招集年月日 令和元年6月3日(令和元年5月23日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 令和元年6月3日(月) 午前9時30分

散会 午前10時36分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	植田 弘和
管財課長	小畑 芳秋	地域みらい課長	三上 直樹	財務課長	白須 寿
町民課長	種 由美	福祉課長	小笠原 誠治	農林振興課長	大賀 定
商工観光課長	日高 始	建設課長	上田 修	水道課長	三上 和彦
保健課長	口羽 正彦	会計課長	渡邊 庸子		
羽須美支所長	井上 義博	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	洲濱 浩敏	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局統括課長補佐 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和元年第2回邑南町議会定例会議事日程(第1号)

令和元年6月3日(月) 午前9時30分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告事項

報告第1号 平成30年度邑南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第2号 平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解 車輛の損害)

報告第4号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解 建物の損害)

報告第5号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解 車輛の損害)

報告第6号 例月現金出納検査結果報告について

日程第5 議案の上程、説明

議案第10号 名誉町民の同意について

議案第11号 邑南町税条例の一部改正について
(地方税法の改正に伴う条例改正)

議案第12号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について
(順庵原団地1号棟の解体に伴う条例改正)

議案第13号 工事請負契約の締結について
(邑南町防災情報伝達システム整備工事)

議案第14号 令和元年度邑南町一般会計補正予算第2号について
(補正予算)

議案第15号 令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について
(補正予算)

議案第16号 令和元年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号
について
(補正予算)

議案第17号 令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について
(補正予算)

議案第18号 令和元年度邑南町水道事業会計補正予算第1号について
(補正予算)

日程第6 陳情文書表

陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情

令和元年第2回邑南町議会定例(第1日目)会会議録

【令和元年6月3日(月)】

—— 午前 9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

●山中議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和元年第2回邑南町議会定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付をしたとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。10番清水議員、11番辰田議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

●山中議長(山中康樹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日6月3日から6月13日までの11日間といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日、6月3日から6月13日までの11日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 行政報告

●山中議長(山中康樹) 日程第3、行政報告。これより、町長に行政報告を行っていただ

きます。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 令和元年第2回邑南町議会定例会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、行政報告を申し上げます。まず初めに、名誉町民の選定について申し上げます。本町には平成19年3月20日に制定をいたしました邑南町名誉町民条例がございます。この条例は本町の町民または本町に縁故の深い方で、公共の福祉を増進し、産業文化の進展に寄与いただき、または本町の発展に貢献いただいてその功績が卓越である方に対し名誉町民の称号を贈り、これを顕彰すると定めたものでございます。今年4月29日をもって島根県議会議員をご勇退になりました洲濱繁達氏がこの名誉町民の推薦基準に合致するとの考えから、5月24日開催されました邑南町表彰審議会にこのことを審議いただいたところ、委員全員の承認を受けましたので邑南町名誉町民条例第2条に基づき、名誉町民に選定することに邑南町議会の同意を求める議案を提出することとしておりますのでよろしくお願いいたします。次に、交通ネットワークの拠点整備について申し上げます。平成31年3月に策定した「邑南町公共交通網形成計画」の目標にネットワークの要となる拠点等の整備があります。具体的な事業の一つ「道の駅瑞穂」の整備については、5月14日に基本設計の業務委託契約を締結しました。これは、各種法令や基準に基づき道路・駐車場・建築物の位置・間取り・外観デザイン等の基本設計図を作成するものです。また、県道浜田作木線道路改良工事に伴う石見高原停留所移設に併せた、交通結節点の待合環境整備事業は、4月25日にバス転回場、待合所等の測量設計業務委託契約を締結しました。いずれの事業も単なるハード整備に止まらず利用者の利便性向上や地域振興拠点としての機能について地元との連携を深めながら検討してまいります。次に、地区別戦略実現事業について申し上げます。地区別戦略実現事業は最終年度となります。各地区とも策定された地区別戦略の集大成に向けた取り組みがスタートしています。国からの補助が終了となったハード整備のコンペ事業は、内容を見直し最終年度事業として実施します。今回は「関係人口の創出」がテーマで、地区別戦略実現事業実施団体12団体すべてが対象です。提案・審査方式として募集し採択団体数は1団体、補助額は500万円が上限です。募集の締め切りは7月12日としています。次に、矢上高校の教育振興について申し上げます。本年度の入学生は69名でした。うち町内中学校からの入学は38名で、卒業生72名のうち52.7%が矢上高校に進学されたことになり、前年度に比べて18.9%の減となりました。今年度の寄宿舍の入舎人数は、定員90名に対し69人となり、前年度に比べて6人の減となりました。充足率は76.6%でした。また、部活動との関連から引き続き下宿生を6人引き受けて頂いております。明溪寮生への食事提

供を含めた邑学館の運営は、4月1日から一般社団法人食と農人材育成センターに指定管理しています。民間の運営ノウハウを最大限発揮頂き、生徒の満足度向上に向け様々な取り組みが実施されています。邑学館の運営に関しては法人・高校・邑南町3者による協議の場を設け、法人運営に対する評価や課題対応に連携して取り組めるよう努めているところです。

次に、三江線代替交通の平成30年度の利用状況について申し上げます。路線毎の運行1日当たりの平均の利用人数は、備北交通作木線が平均49.6人、町内路線の宇都井口羽線は平均0.8人、またデマンド運行の引城区域と江平上ヶ畑区域の年間利用者は83人にとどまるなど大変厳しい利用状況でした。6月には、6市町の代替交通全路線を対象に乗込み調査等の実施が予定されています。引き続き利用実績の向上に努めてまいります。次に、三江線跡地活用状況について申し上げます。平成31年3月27日付けで西日本旅客鉄道株式会社米子支社に対し、宇都井駅周辺、口羽駅周辺、江平駅周辺の3ヶ所について、鉄道資産の譲渡依頼書を提出し取得に向けた契約や占用許可等の手続きに着手しています。また旧宇都井駅及び旧口羽駅一帯については、町が資産を取得するまでの間、引き続き資産活用に向けた準備やイベント等が実施できるよう、4月25日に同社と無償貸借契約を締結しました。次に、羽須美振興推進室の取組みについて申し上げます。羽須美振興推進室では昨年度に引き続き、「関係人口」を切り口に、眠っている地域資源の再活用を図る、はすみ再生「ふるさとリノベーションプロジェクト」に取り組みます。具体には4月26日に事業採択通知を受けた、総務省の『関係人口創出・拡大事業』モデル事業を活用し、今注目されているDIY“ドゥイット ユアセルフ”を合言葉に、空き家を再生する取り組みを進めます。また4月から開始したはすみデマンド運行などの地域課題解決プロジェクトや地域の賑わい創出を目指す旧三江線レールパークプロジェクトは、地域おこし協力隊事業を活用した支援を継続し、地域再生の機運を醸成していきます。次に、邑南町しごとづくりセンターについて申し上げます。邑南町しごとづくりセンターは、4月から週1回福山ビジネスサポートセンターのスタッフにより相談業務を続けております。このほど次期センター長が決定し、7月から静岡県富士市で約3か月の研修を受けた後、10月1日から相談業務を開始する予定となっております。次に、にっぽんA級グルメのまち連合総会について申し上げます。昨年11月13日に設立いたしました、にっぽんA級グルメのまち連合の、初めてとなる令和元年度総会を5月14日に当町で開催いたしました。当日は、連合に加盟する北海道鹿部町、福井県小浜市、宮崎県都農町そして西ノ島町の首長や関係者にご来町いただき、本年度の連合の事業計画や予算をご承認いただき、今後も引き続き5市町が連携し、食をテーマに相互の魅力を引き出し、情報発信に努め、人材発掘、さらには人口減少問題にも取り組んでいくことを確認いたしました。引き続き、連合の取組みにご理解を賜りますようお願いいたします。次に、国民健康保険事業について申し上げます。当初予算の編成にあたっては、国保税の税率改定は行わず、島根県に納める国保事業費納付金等につきましては、国保都道府県化の制度改正後も引き続き直接交付される公費や、基金の取り崩し等で対応していく方針でございました。この

度、国保税の本算定に向けて、課税所得額の確定に伴い試算を行いました。その結果、課税所得額が対前年で減額になりましたので、算出税額も当初予算に対して減額が見込まれております。しかしながら、基金の取り崩し等で対応可能と推察し、国保税につきましては、当初予算編成時の方針同様に改めて税率改定を行わないことといたしました。なお、医療費の実績をみますと、前年度と比較しやや増加しており、これに伴い医療費推計も上昇傾向にあります。次年度の国保事業費納付金のことを考慮し、引き続き医療費の動向を注視してまいりたいと考えております。本定例会には、人件費に関する部分のみの補正予算としておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。次に、邑南町立小中学校空調設備設置工事について申し上げます。昨年度10月の臨時議会で補正予算を確保し取り組んでまいりました、小中学校の空調設備設置工事については、6月上旬でエアコンの設置が完了します。次に、石見東小学校大規模改造3期工事について申し上げます。6月中の工事発注を計画しており、実施設計の最終修正が完了したところです。工事は夏休み期間を有効に利用し、特別教室棟の図書室・家庭科室・図工室の床、壁、天井の改修及び照明のLED化を行う予定です。次に、邑南町教育連携会議について申し上げます。この会議は昨年度まで中・高・養連絡会として町内3中学校、矢上高等学校、石見養護学校の管理職・担当者、行政担当者が出席し、中・高・養の教育連携について会議を実施していましたが、今年度から邑南町教育連携会議に名称を改め、町内8小学校の校長先生も会議に参加していただくことになりました。今年度は既にこの会議を開催し、小学校から高等学校・養護学校の12年間で町内の人材を育てていく取り組みや、地域とともにある学校づくりの推進のあり方について協議をいたしました。次に、生涯学習課関係について申し上げます。東京オリンピック・パラリンピックの取り組みについてです。いよいよ本番まで500日を切りました。本町といたしまして、フィンランド共和国ゴールボールチームの事前合宿も決定し、今以上に気運を高めていく取り組みを進めてまいります。その一つの取り組みとして、先日5月18日にフィンランド共和国エスポー市より男声合唱団をお招きし、町内の小中高校生を含めまして805人の方の来場を頂き公演会を開催いたしました。また、併せて、矢上高等学校吹奏楽部による演奏も実施し、学校の生徒の皆様、来場の皆様とともにフィンランド共和国の音楽、文化を楽しんでいただいたのではないかと思います。また、6月1日に東京2020組織委員会から東京オリンピック聖火リレーの実施について発表がありました。島根県は2020年5月16日、17日の2日間、津和野町を皮切りに東に進むルートで実施されます。本町では5月16日に聖火リレー及び1日目のゴールを受け持ち、それに係るセレモニーを実施します。今後聖火リレーのコース及びセレモニーの内容等、詳細について検討してまいります。つづきまして、大元神楽を含めました石見神楽の日本遺産認定についてです。この度、5月20日に石見地域の9市町、浜田市、益田市、大田市、江津市、邑南町、美郷町、川本町、吉賀町、津和野町が目指してきた「神々と鬼が躍動する神話の世界、石見地域で伝承する神楽」が、日本遺産として認定されました。邑南町は神楽団の数が多く、各地区に分布しているほ

ど神楽が盛んで、重要な地域資源の一つとなっています。日本遺産の認定を契機として、今後は8市町との連携を強化しつつ、邑南町が誇る伝統文化の継承・発展、地域資源の有効活用に取り組んで参ります。次に、平成30年度における各会計の決算見込みについて、でございますが、本日、各金融機関からの報告を待って各会計の出納閉鎖を行いますので具体的な数値が申し上げられませんが、5月28日に起債の入金があり、すべての会計において不足を生じることなく決算ができる見込みでございます。今後、監査を受け9月定例会において議員の皆様にご審議いただくことになります。次に、水道事業会計につきましては、消費税抜きで申し上げます。事業収益3億8,793万円、事業費用4億4,088万円で当年度欠損金は5,295万円となる見込みです。次に、邑南町発注の公共事業について、でございますが、これは別紙一覧表で発注状況をご報告させていただきますのでそちらをご覧ください。以上、6月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。なお、本定例会に提案いたします議案は、条例案2件、補正予算案5件、その他案2件、合せ9件としております。何卒、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

●山中議長(山中康樹) 以上で、町長の行政報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 報告事項

●山中議長(山中康樹) 日程第4、報告事項。報告第1号平成30年度邑南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第2号平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号専決処分の報告について、報告第4号専決処分の報告について、報告第5号専決処分の報告について、報告第6号例月現金出納検査結果報告について、以上、6件の報告がありました。お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承ください。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案の上程、説明

(議案の上程)

●山中議長(山中康樹) 日程第5、議案の上程、説明に入ります。議案第10号名誉町民の同意について、議案第11号邑南町税条例の一部改正について、議案第12号邑南町町営住宅管理条例の一部改正について、議案第13号工事請負契約の締結について、議案第14号令和元年度邑南町一般会計補正予算第2号について、議案第15号令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について、議案第16号令和元年度邑南町国民健康保

陰直営診療所事業特別会計補正予算第1号について、議案第17号令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について、議案第18号令和元年度邑南町水道事業会計補正予算第1号について、以上、9議案を一括上程いたします。提出者からの、提案理由の説明を求めます。

~~~~~○~~~~~

(提案理由説明)

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第10号の提案理由をご説明申し上げます。議案第10号名誉町民の同意について、でございますが、これは、元島根県議会議員洲濱繁達氏に名誉町民の称号を贈り、これまでの長年の御功労を顕彰するために議会の同意を求めるものでございます。洲濱繁達氏は平成3年に島根県議会に初当選され、その後数々の要職を歴任されました。この間、総務委員会委員長、中山間地域活性化調査特別委員会委員長など各種委員会の委員長や平成17年には副議長に、平成23年には議長という重責を担ってこられました。5月24日に開催した邑南町表彰審議会において名誉町民の選考を行い、参加した委員全員からの承認をもって本議会に推薦したいと思っておりますのでよろしくお願いします。次に、議案第11号から議案第12号の提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第11号邑南町税条例の一部改正について、でございますが、これは、地方税法の改正に伴う改正でございます。次に、議案第12号邑南町町営住宅管理条例の一部改正について、でございますが、これは、順庵原団地1号棟の解体に伴う改正でございます。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当課長から、説明させますので、よろしくお願いいたします。

○白須財務課長(白須寿) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 白須財務課長。

○白須財務課長(白須寿) 議案第11号邑南町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布された規定のうち、3月31日に専決処分により一部改正したものを除き、令和元年10月1日以降に施行日を迎えるものについて改正しようとするものでございます。それでは、新旧対照表に基づいて、主要な改正点について要旨をご説明申し上げます。新旧対照

表 1 1 分の 1 ページをお開きください。はじめに第 1 条による改正邑南町税条例でございます。改正後案をご覧ください。（町民税の申告）第 3 6 条の 2 第 7 項は、町民税の申告書記載事項を施行規則により簡素化できる規定を新設するものでございます。（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）第 3 6 条の 3 の 2 は、給与所得者の扶養親族申告書記載事項へ単身児童扶養者を追加するものでございます。この単身児童扶養者は、児童扶養手当を受けている父母のうち、婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでないものをいいます。1 1 分の 2 ページをお開き下さい。（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）第 3 6 条の 3 の 3 の第 1 項は、公的年金等受給者の扶養親族申告書記載事項へ単身児童扶養者を追加するものでございます。1 1 分の 3 ページをご覧ください。一番下から 1 1 分の 4 ページにかけての（町民税に係る不申告に関する過料）第 3 6 条の 4 は、第 3 6 条の 2 に第 7 項を追加したことによる規定の整備でございます。1 1 分の 4 ページ、附則（軽自動車税の環境性能割の非課税）第 1 5 条の 2 は、消費税引き上げ対応として、令和元年 1 0 月 1 日から令和 2 年 9 月 3 0 日までに取得した自家用の軽自動車の環境性能割で、税率 1 % のものを非課税とする規定を新設するものでございます。附則（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）第 1 5 条の 2 の 2 は、第 2 項で環境性能割の賦課徴収を行う県知事は、環境性能割の税率を燃費基準等の国土交通大臣の認定により判断し、1 1 分の 5 ページ、第 3 項で不正に認定を受けていた場合は、認定申請をした者等を取得者と見なし環境性能割の規定を適用することとし、第 4 項はその環境性能割の額は不足額に 1 0 0 分の 1 0 を加算した金額とする規定を加えるものでございます。1 1 分の 6 ページをご覧ください。附則（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）第 1 5 条の 6 は、消費税引き上げ対応として令和元年 1 0 月 1 日から令和 2 年 9 月 3 0 日までに取得した自家用の軽自動車の環境性能割で税率 2 % のものを 1 % とする規定を新設するものでございます。附則（軽自動車税の種別割の税率の特例）第 1 6 条第 1 項は、新規登録から 1 4 年目の年度より重課となる規定を整備するとともに、第 2 項ではグリーン化特例による 7 5 % 軽課措置を、1 1 分の 7 ページ第 3 項では 5 0 % 軽課措置を、1 1 分の 8 ページ第 4 項では 2 5 % 軽課措置の適用を、それぞれ令和 3 年度まで延長するものでございます。1 1 分の 9 ページをご覧ください。附則（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）第 1 6 条の 2 第 1 項は、町長は種別割のグリーン化特例の適用を燃費基準等の国土交通大臣の認定により判断し、第 2 項で不正に認定を受けていた場合は、認定申請した者等を所有者と見なし種別割の規定を適用することとし、第 3 項はその種別割の額は不足額に 1 0 0 分の 1 0 を加算した金額とする規定を新設するものでございます。1 1 分の 1 0 ページをお開き下さい。続いて第 2 条による改正邑南町税条例でございます。（個人の町民税の非課税の範囲）第 2 4 条は、所得が 1 3 5 万円以下の単身児童扶養者を非課税とするものでございます。附則（軽自動車税の種別割の税率の特例）第 1 6 条は、1 1 / 1 1 分のページ、第 5 項で、種別割のグリーン化特例を、令和 4 年度、令和 5 年度には 7 5 %

軽課のみとするものでございます。以上が新旧対照表に基づく主要な改正点の要旨でございます。ページを戻っていただき、改正文の６枚目の附則をご覧ください。（施行期日）第１条でございますが、施行日を令和元年１０月１日とし、例外として、第１号では、第１条中、町税条例第３６条の２中第９項を第１０項とし、第８項を９項とし、第７項を第８項とし、第６項の次に１項を加える改正規定並びに第３６条の３の２、第３６条の３の３及び第３６条の４第１項の改正規定並びに附則第３条の規定は施行日を令和２年１月１日に、第２号では、第２条中町税条例第２４条の改正規定及び附則第３条の規定の施行日を令和３年１月１日に、第３号では前号の改正規定を除く第２条及び附則第５条の規定の施行日を令和３年４月１日にするものでございます。（町民税に関する経過措置）第２条でございますが、第１項は、附則第１条第１号の規定による改正後の２年新条例第３６条の２第７項の規定は、令和２年度以後の申告に適用し、平成３１年度までについては、なお従前の例とするものでございます。次のページ、第２項は、２年新条例第３６条の３の２第１項の第３号に係る部分は、令和２年１月１日以後に支払いを受ける給与について提出する申告書に適用、第３項は２年新条例、第３６条の３の３第１項の規定は、令和２年１月１日以後に支払いを受ける公的年金等について提出する申告書に適用するものでございます。第３条でございますが、附則第１条第２号に掲げる規定による改正後の町税条例第２４条第１項の第２号に係る部分は、令和３年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和２年度分までの個人の町民税については、なお従前の例とするものでございます。（軽自動車税に関する経過措置）第４条第１項でございますが、別段の定めがあるものを除き、附則第１条に掲げる規定による改正後の元年１０月新条例の規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年１０月１日以後に取得された軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用するものでございます。第２項は、元年１０月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和２年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用するものでございます。第５条は、附則第１条第３号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例とするものでございます。以上、改正の内容を説明させていただき、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○上田建設課長(上田修) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 上田建設課長。

○上田建設課長(上田修) 続きまして、議案第１２号邑南町町営住宅管理条例の一部改正について、ご説明申し上げます。次のページをお開き下さい。このたびの改正は、第６条並

びに第12条及び第35条の条文の表記の整理と、瑞穂地域田所地区の順庵原団地、1棟5戸の老朽化のため解体を行いましたことに伴い、邑南町町営住宅管理条例の別表を改めるものでございます。次のページをお開き下さい。新旧対照表の現行第6条第2号オ下線部の第5条を、改正後案では前条と表記いたします。続きまして、現行の第12条第2項第1号の下線部第1項を、改正後案では削除いたします。次のページをお開き下さい。現行の第35条第1項の下線部第1項を、改正後案では削除いたします。別表をご覧下さい。現行の、団地名、順庵原、所在地、邑南町上亀谷2179番地2、建設年度、昭和47年度、戸数、5、構造階数、簡易耐火平屋、規模、2Kの1行を改正後案では削除いたします。改正後の条例は、公布の日から施行するとしております。邑南町町営住宅管理条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いをいたします。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第13号の提案理由をご説明申し上げます。議案第13号工事請負契約の締結について、でございますが、これは、邑南町防災情報伝達システム整備工事にかかる工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。すでに、相手方と仮契約を結んでおりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○植田総務課長(植田弘和) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 植田総務課長。

○植田総務課長(植田弘和) 議案第13号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。工事名は、邑南町防災情報伝達システム整備工事でございます。工事場所は邑南町地内。今年2月28日と3月1日に7社によるプロポーザル方式によるプレゼンテーションを実施いたしまして、選定委員会による採点を経て5月21日に広島県広島市中区八丁堀5番7号パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社中国社社長、今井克博氏が、税抜き4億2,600万円で落札され、契約金額は消費税を加算した金額、4億6,008万円で5月22日、仮契約を締結したところでございます。工期は令和3年3月5日までとしております。以上、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2

条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第14号から議案第18号の提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第14号令和元年度邑南町一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ3億3,135万5,000円を追加するものでございます。次に、議案第15号令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ37万5,000円を追加するものでございます。次に、議案第16号令和元年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ238万8,000円を追加するものでございます。次に、議案第17号令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ350万2,000円を減額するものでございます。次に、議案第18号令和元年度邑南町水道事業会計補正予算第1号は、営業外収益の増額、営業費用の増額を行うものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○白須財務課長(白須寿) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 白須財務課長。

○白須財務課長(白須寿) 議案第14号令和元年度一般会計補正予算第2号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ3億3,135万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を116億4,624万9,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから4ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載しております。それでは、補正予算の内容を「予算に関する説明書」の事項別明細書で説明させていただきます。「予算に関する説明書」の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。主なもののみ説明させていただきます。14款国庫支出金2項国庫補助金3目民生費国庫補助金は、消費税引き上げによる低所得者・子育て世帯の消費への影響緩和のため実施するプレミアム付商品券事務費補助金を追加するものでございます。同じく14款国庫支出金3項委託金2目総務費委託金の関係人口創出事業モデル事業費委託金は、町の関係人口拡大事業を、総務省が「関係人口創出・拡大事業」モデル事業として支援するための委託金を追加するものでございます。6ページをお開き下さい。18

款繰入金2項基金繰入金の、1目財政調整基金繰入金は今回7,617万1,000円の繰入を追加するものでございます。同じく2項基金繰入金26目三江線跡地活用基金繰入金は、三江線の鉄道跡地の維持、活用等に要する経費に充てるため追加するものでございます。20款諸収入5項雑入2目雑入でございます。説明欄にあります財団法人自治総合センターコミュニティ助成金は、採択件数を1か所と見込んでおりましたが、2か所となったため追加するものでございます。三江線鉄道資産譲渡協力金は、西日本旅客鉄道株式会社からの鉄道資産譲渡協力金でございます。8ページをお開きください。続いて歳出でございますが、今回の補正は4月1日付け人事異動に伴う人件費の組み換え並びに任期付短時間勤務職員の賃金単価の改定、一時金の支給及び社会保険料の補正が主なものでございます。補正予算資料の後ろに給与費明細書がございますが、職員の人件費につきましては、総額で2,887万2,000円の減額でございます。給料が1,441万9,000円の減額、職員手当が282万円の減額、共済費が1,163万3,000円の減額となっております。臨時職員の賃金につきましては、619万6,000円の追加、社会保険料につきましては117万円の追加となっております。以下、人件費補正及び任期付短時間勤務職員の賃金改定関係以外のものについてご説明申し上げます。2款総務費1項総務管理費のうち6目企画費の013自治総合センター補助事業01一般コミュニティ助成事業は、歳入で申し上げました1か所分の補助金の追加でございます。同じく6目企画費019羽須美振興推進費03関係人口創出事業モデル事業費も、歳入で申し上げました「関係人口創出・拡大事業」モデル事業でございます。10ページをお開き下さい。2款総務費1項総務管理費12目生活交通確保対策事業費の022の01三江線跡地活用基金管理費は、西日本旅客鉄道株式会社からの三江線鉄道資産譲渡協力金を事業の財源とするため基金へ積み立てるものです。次に一番下、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費ですが、ページをめくって12、13ページをお開き下さい。13ページ、013の01プレミアム付商品券事業事務費は、歳入で申し上げたプレミアム付商品券の印刷や発行、販売等を行うための事務費でございます。14ページをお開き下さい。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費004の01上水道事業会計繰出金、006の01直営診療所事業特別会計繰出金は、それぞれの会計における人件費の追加に伴い繰出金を追加するものでございます。18ページをお開き下さい。7款商工費1項商工費2目商工業振興費は、001農林商工等連携サポート事業費02しごとづくりセンター事業費の予算の中身を組み換えるものでございます。同じく1項商工費3目観光費025の01観光戦略立案事業は三江線跡地活用基金繰入金を財源に、三江線跡地利用を観光資源の一つとして邑南町の観光戦略を作成するものでございます。20ページをお開き下さい。8款土木費1項土木管理費3目下水道費001の01下水道事業特別会計繰出金（特定環境保全公共下水道）は、特別会計における人件費の減額に伴い繰出金を減額するものでございます。24ページをお開き下さい。10款教育費1項教育総務費2目事務局費024教育施設用地取得事業01矢上小学校等用地取得事業は、これまで借地だった矢上小学

校及び矢上農村環境改善センターの用地1万6,481平方メートルの土地購入費や登記業務委託料等でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○種町民課長(種由美) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) 議案第15号令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ37万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ13億7,937万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。このたびの補正は、職員の人事異動に伴います職員給与費等の増額に伴うものでございます。9款の繰入金でございますが、2項の他会計繰入金を37万5,000円増額するものでございます。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。1款の総務費、1項総務管理費につきまして、職員給与費37万5,000円増額でございます。以上でございます。続きまして、議案第16号令和元年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ238万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億538万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。この度の補正は、任期付職員の給与費や任期付短時間勤務職員の月額賃金単価の改定及び島根県代診医制度を活用することに伴い生じる、必要な補正を行うものでございます。5款県支出金、1項県補助金でございますが、地域勤務医師応援事業として、代診医の交通費補助分、100万円増額でございます。この事業の補助率は、対象経費の2分の1でございまして、100万円が上限額となっております。次に、8款繰入金、1項の他会計繰入金でございますが、阿須那診療所及び矢上診療所の運営費補てん分として、合計138万8,000円増額でございます。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費、1項施設管理費でございますが、阿須那診療所につきましては、任期付短時間勤務職員の賃金の改定及び職員給与費の補正、矢上診療所につきましては、島根県の代診医制度を活用することに伴い、必要な組替えや任期付職員の給与費の補正でございまして、合計238万8,000円増額でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○三上水道課長(三上和彦) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 三上水道課長。

○三上水道課長(三上和彦) 議案第17号令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ350万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ9億4,749万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。この度の補正は、職員の人事異動に伴います職員給与費の減額を行うものでございます。はじめに歳入でございます。6款の繰入金、2項の他会計繰入金を350万2,000円減額でございます。次に6ページをお開きください。歳出でございます。1款の衛生費、1目の生活排水処理事業、一般管理費の職員給与費を、22万5,000円の増額、2款の農林水産業費、1目農業集落排水事業、一般管理費の職員給与費を3万7,000円の増額、3款の土木費、1目下水道事業一般管理費の職員給与費を376万4,000円減額し、合計350万2,000円減額するものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。続きまして、議案第18号令和元年度邑南町下水道事業会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。この度の補正は、職員の人事異動に伴います職員給与費の増額を行うものでございます。第2条におきまして、収益的収入及び支出の補正を定めております。第1款第2項の営業外収益につきましては、174万2,000円増額し、その計を1億9,372万1,000円とするものでございます。第1款第1項の営業費用につきましては、174万2,000円増額し、その計を3億9,153万9,000円とするものでございます。次に、第3条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正を定めております。職員給与費につきましては、174万2,000円増額し、その計を6,622万1,000円とするものでございます。また、第4条で他会計からの補助金の補正を定めております。予算第9条本文中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,769万9,000円を3,944万1,000円と改めるものでございます。詳細につきましては、邑南町下水道事業会計補正予算に関する説明書の1ページをお開き下さい。収益的収入でございますが、1款下水道事業収益、2項営業外収益の1目他会計補助金を174万2,000円増額でございます。次に、収益的支出でございますが、1款下水道事業費用、1項営業費用を174万2,000円増額でございます。内訳は、1目原水及び浄水費を97万6,000円増額、2目配水及び給水費を39万9,000円増額、4目総係費を36万7,000円増額でございます。2ページをお開き下さい。2ページ以降は予算に関する説明書として、キャッシュ・フロー計算書等を添付しております。ご覧をいただきたいと思います。以上、地方公営企業法第2



4条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●山中議長(山中康樹) 以上で、執行部の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 陳情文書表

●山中議長(山中康樹) 日程第6、陳情文書表を議題といたします。本定例会までに受理した陳情は、お手元に配布しております陳情文書表のとおりでございます。陳情第1号につきましては、総務教民常任委員会に付託しましたので報告いたします。

~~~~~○~~~~~

## 散会宣告

●山中議長(山中康樹) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日は、これにて散会といたします。お疲れ様でございます。

—— 午前10時36分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員